

精華町ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用ポリシー

(趣旨)

第1条 この運用ポリシーは、精華町がインターネットを介して行う各種のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）を用いて行う情報発信等のための運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(発信する情報)

第2条 精華町がSNSを用いて発信する情報は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 町の広報誌またはホームページに掲載しているイベント告知等に関する情報
- (2) その他、SNSを用いた情報発信が有用と認められる情報
(投稿等への回答の制限)

第3条 精華町が運用するSNSの利用者からの投稿に対して、原則として個別の回答、引用及び登録等を行わない。

(禁止事項)

第4条 精華町が運用するSNSの利用において、以下の各号に該当する内容での投稿等を禁止する。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 精華町を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの精華町又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (5) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (8) 有害なプログラムを含む内容
- (9) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (10) 当該SNS運営者の利用規約に反する内容
- (11) その他、当ページの運営上、他人に不利益を与えるなど、精華

町が不相当と判断した内容

2 精華町は、利用者の投稿内容が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者の承諾を得ずに投稿の全部または一部の削除、当該利用者の投稿の拒否、又はその他必要な措置を講じる。

(知的財産権)

第5条 精華町が運用するSNSに掲載する個々の情報(文章、写真、イラストなど)に関する知的財産権(商標権、著作権等の全ての権利)は、精華町又は精華町以外の原作者等に帰属する。よって、当ページの内容について、私的使用のための複製又は引用等、著作権法(昭和45年法律第48号)に認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(免責)

第6条 精華町は、SNSに掲載する情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。

2. 精華町は、利用者がSNSに掲載する情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被ったいかなる損害について、一切の責任を負わない。

3. 精華町は、利用者により投稿された内容について一切の責任を負わない。

4. 精華町は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

5. 精華町は、その他SNSに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(運用ポリシーの変更)

第7条 精華町は、本運用ポリシーを予告なく変更することがある。

(委任)

第8条 この運用ポリシーに定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成25年9月20日から施行する。